

島田市観光商品造成事業 業務委託 仕様書

1 業務名

令和2年度 島田市観光商品造成事業 業務委託

2 業務の目的

島田市（以下、「本市」又は「委託者」という。）では、「第2次島田市総合計画」及び「島田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、交流人口の増加による地域経済の持続的な発展に向け、「観光で稼ぐ」ことを主要施策に掲げている。

さらにこれを効果的・効率的に推進するため、現在、「島田市観光戦略プラン」の策定を進め、令和2年度内の策定完了を目指しているところである。策定途中であるが、マーケティングミックスを踏まえつつ、観光コンテンツの造成、流通促進を、地域の観光関連事業者とともに戦略的に展開していくことを軸に、観光戦略プラン(案)に掲げるリーディング・プロジェクトの初動として本事業を実施するものである。

新型コロナウイルス感染症の影響から、「新しい生活様式」の定着とともに、大きく変化していく観光ニーズを見据え、Withコロナ、Afterコロナの時代に即した観光商品を造成するため、専門的な知見を有する事業者に一連の業務を委託する。

3 業務の期間

契約締結日から令和3年2月26日（金）まで

4 委託上限額

5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 業務の範囲

- (1) 観光資源の評価、選定
- (2) 観光商品の造成、磨き上げ
- (3) 流通、販売促進支援
- (4) 情報発信ツールの作成
- (5) その他

6 業務の内容

下記業務の項目ごとに委託者が求める要件を定める。業務の詳細については、選定事業者の提案を基に協議の上、決定するものとする。

ただし、業務内容に変更があっても、委託上限額は変更しないものとする。

(1) 観光資源の評価、選定

策定中の島田市観光戦略プランで示す4つの拠点エリア（別紙1）を対象に、それぞれのエリアコンセプトに沿った観光資源を選定する。

ターゲットとなる市場は国内のS I T層を見据えているが、将来的にインバウンドにも展開できる観光資源を優先したい。

- ・選定に際しては、候補となる観光資源に対し、市場の動向やニーズに基づく評価を行い、商品化に期待ができるものをリスト化すること。
- ・観光資源の評価においては基準や根拠を示すこと。
- ・リスト化する観光資源は委託者と協議して決定すること。

(2) 観光商品の造成、磨き上げ

観光商品を提供する、又は提供者になり得る事業者（以下、「事業者等」という。）と意見交換しながら、選定した観光資源の魅力、個性、付加価値を磨き上げ、市場（国内S I T層）のニーズに沿った観光商品へと磨き上げる。

- ・ターゲット市場にとっての「魅力」、あるいは「課題」を把握し、事業者等に磨き上げや改善についての助言、指導を行うこと。
- ・競合する他地域の観光商品を把握し、差別化に関する助言・指導を行うこと。
- ・新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、安全・安心対策を講じた磨き上げを行うこと。
- ・商品化する観光資源は4件以上（4つの拠点エリアごと1件以上）とし、各拠点エリアでの訪客の滞在につながることを期待できるものとする。

(3) 流通、販売促進支援

価格設定、流通手段、販売促進など、事業者等からの相談に応じるとともに、販路の開拓及び販売プロモーション等を含めた事前販売を行い、市場反応を確認するテストマーケティングを実施する。

- ・テストマーケティングで得られた改善点等を磨き上げ項目とし、商品へのフィードバックを行うこと。

(4) 情報発信ツールの作成

オンライン上の多様なツールを用いて商品情報を発信していくため、用途の幅広い情報発信ツール（動画、画像）を作成する。また、B to B、B to Cでの営業を想定し、営業資料として活用可能なセールスシートを作成する。

- ・作成した情報発信ツールは、本市のオウンドメディアで活用するが、国内外のO T Aサイト等での情報発信につなげること。

(5) その他

本業務を通じ、観光資源を商品として造成、または磨き上げ、これを販売するまでの

一連の取り組みについて、P D C Aサイクルによる恒常的改善を持続させていくことを想定し、本市観光戦略プラン（案）に沿った造成指針や販売戦略を盛り込んだガイドライン（観光商品開発ガイドライン）を示すこと。

7 成果品の納品及び委託金の支払いについて

(1) 成果品の納品について

受託者は、本業務における成果品として以下のものを納品する。

- ア 業務報告書 3部
- イ 選定した観光資源リスト（一覧と評価、未造成を含む）
- ウ テストマーケティング・レポート
- エ 情報発信ツール（動画、画像等）
- オ セールシート
- カ 観光商品開発ガイドライン
- キ 事業者等との打合せ記録、事業者等に行った助言・指導の記録など
- ク 上記ア～キの電子データ（DVD-R等）1式

完成原稿はPDF、編集可能なデータはWord・Excel・Power Pointとする。

動画、画像の保存形式は別に指示する。

(2) 権利関係について

- ア 本業務における成果品及び業務作成上の資料の著作権については、委託者に帰属するものとし、指定する時期に速やかに引き渡すものとする。
- イ 受注者は、本業務における成果品及び業務作成上の資料等に文献その他の資料を引用する場合、その出典を明記するものとする。
- ウ 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は、本業務の中で受託者が行うこととする。
- エ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担により対応するものとする。

(3) 完了検査について

- ア 受託者は、業務を完了したときは、遅滞なく業務完了届を提出するとともに、本仕様書で指定した成果品及び成果品納品書を提出し、本市の検査を受けるものとする。
- イ 受託者は、検査の承認（合格）をもって業務の完了とする。なお、成果品に不備等があり検査が不合格となった場合は、受託者は速やかにこれを修正すること。

(4) 委託金の支払いについて

- ア 受託者は、検査の承認（合格）をもって業務が完了したときは、速やかに委託金の請求書を委託者に提出するものとする。

イ 委託者は、受託者から委託金請求書を受領したときは、速やかにこれを支払うものとする。

ウ 本業務の委託金は、その総額の10分の9を超えない範囲において、委託業務の出来高に応じた部分払を認める。その場合、受託者は予め委託者による出来高の確認を受けなければならない。部分払は履行期間中1回を限度とする。

8 留意事項（共通）

- (1) 受託者は、本市の条例、規則等を遵守し、本市の立場に立って、業務遂行にあたること。
- (2) この業務における成果品及び業務中に作成した資料の所有権、著作権、利用権は、すべて本市に帰属するものとする。
- (3) この業務の遂行上知り得た情報等は、本市に許可なく第三者に公表、漏洩等をしてはならない。
- (4) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (5) 受託者は、この業務の全部を第三者に再委託してはならない。
また、受託者は、この業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本市に書面により報告し、本市の承認を得なければならない。
- (6) 本市との打合せは、業務の進捗上、必要と判断した場合は随時実施すること。
- (7) この業務において、協議、打合せ及びヒアリング等をした場合は、速やかに議事録を作成し提出すること。
- (8) 本業務に実際に従事する者の雇用に際し、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法、労働保険法などの関係法規を遵守すること。
- (9) 本業務において、この仕様書の解釈及び記載が無い事項等に関して疑義が生じた場合は、本市と受託者において別途協議の上、対応するものとする。